

みんなで取り組む住民自治のまちづくり

● 施策の方向 ●

① コミュニティ意識の向上を図ります

- ・住民が地域を思う心を育み、住民自治や地域づくりの活動に積極的に参加できる体制の整備や、地域社会の中で、協働により進める取り組みの意義や重要性といったコミュニティ意識を高めるための情報提供や啓発活動の充実を図ります。
- ・より効果的な地域連携体制の構築や地域が一体となって取り組むことのできる地域活動のしくみづくりを検討し、コミュニティ意識の向上及び地域の一体感の高揚を図ります。

② 住民自治団体の充実を図ります

- ・自治会などの主体的な活動が活発化するよう支援を行うとともに、それぞれの身近な地域での活動に関する情報提供や情報交換の機会をつくり、団体間の連携を図るなどして、住民自治活動の充実を図ります。

③ ボランティア・NPO 団体との連携を図ります

- ・テーマに応じて活動する団体やグループの自主的な活動が展開されるよう情報発信や場の提供などの支援を行うとともに、自治会、住民活動団体、行政が相互に連携を図り、住民協働によるまちづくりを行います。なお、時代に合わせたボランティアのあり方や活動が活性化するためのしくみづくりを検討していきます。

● 主な取り組み ●

地区行事支援事業（②④）

区が自主的、主体的な住民自治活動を活発に行えるよう、区民の交流、親睦及び環境保全等を目的として実施する行事などの運営を支援します。

竹永地区コミュニティセンター整備事業（④）

将来にわたって持続できる施設として、竹永地区コミュニティセンターの施設整備の手法等を検討します。

その他関連する主な事業等

- ・地域とともにある学校づくり推進事業（①）
- ・ハーフマラソン開催支援事業（①）
- ・高齢者交流促進助成事業（②）
- ・健康づくり推進事業（③）
- ・スポーツ教室開催事業（③）
- ・文化財保護活用事業（③）
- ・地区公園整備事業（④）

④ 自治活動環境の充実を図ります

- ・地域のことは地域で話し合い、課題解決に結びつけられるよう地域住民の話し合いの場づくりなど協働のしくみづくりや連携のきっかけづくりの支援を図ります。
- ・自治会、住民活動団体、行政が相互に連携を図り、住民協働によるまちづくりを行います。
- ・地区の実情に応じて必要となる機能を充足した施設整備を検討していきます。



● 施策の方向 ●

● 主な取り組み ●

① 情報発信の充実を図ります

- ・まちの情報がタイムリーに行き届くよう広報紙やホームページの内容を随時見直し、SNS などソーシャルメディアも活用し広報活動の充実を行うことで、町政に興味関心を持っていただき、まちづくりへの参加意欲が高まるような情報発信に努めます。
- ・町内外へ情報を分かりやすく効果的に発信するため、情報発信の対象に応じた多面的な媒体の活用とともに情報発信に対する基準の明確化や職員の意識の共有化に努めます。
- ・誰もがホームページを利用しやすいようにするため、アクセシビリティ¹に配慮します。さらに、デジタルデバイド²解消のため高齢者や障がい者等に配慮し、誰もが ICT の恩恵を享受できる情報バリアフリー環境の実現を目指します。

② 住民意向の把握に努めます

- ・町政に住民の声を反映させるため、町政モニター制度などの広聴活動の手法を随時見直すとともに、各種計画策定時における公募委員の参画やアンケート調査の活用にも努めます。

③ 情報公開を推進します

- ・行政の透明性を高めるため、住民からの情報公開請求に対し、個人情報保護を徹底した上で、制度に基づき的確かつ迅速な情報公開を行います。
- ・保有するデータのオープンデータ化により、行政の効率化と透明性の向上などを推進します。
- ・適正な公文書の管理体制の構築に努めながら、セキュリティポリシー³の順守に努めます。
- ・社会保障・税番号制度に伴う特定個人情報を含む個人情報等を保護するため、情報資産の機密性・完全性・可用性を確保し、情報セキュリティ対策の徹底に努めます。

町民アンケート調査の実施 (②)

町行政の各分野での町民ニーズを把握し、各種計画策定や町政運営にそれらの意見を反映していくために実施します。

パブリックコメント制度の運用(②)

町の重要な計画、条例等の意思決定過程における町民等の参加機会の拡大並びに公正の確保及び透明性の向上を図り、町民等との協働による町政の推進に寄与することを目的として実施します。
(パブリックコメントが今後予定される計画)

- ・菰野町健康増進計画・食育推進計画
- ・高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- ・障がい者福祉計画
- ・四日市広域緑の基本計画

その他関連する主な事業等

- ・広報こもの・おしらせ版発行 (①)
- ・ホームページの運用 (①)
- ・菰野町アプリの運用 (①)
- ・町政モニター制度の実施 (②)
- ・公文書公開請求制度に基づく情報公開(③)
- ・オープンデータの公開 (③)



効率的で責任ある財政運営

● 施策の方向 ●

① 健全な財政運営に努めます

- ・健全化判断比率等の財政指標や地方公会計制度に基づく財務書類などを通じて、コスト意識を高め、事業の重要性や緊急性、トータルコストから予算配分を行うなどして、健全な財政運営に努めます。トータルコストにおいては、公共施設における LED 照明への改修等、初期投資が必要であっても、後年度に発生する費用を含めて経済性の比較を行った上で事業の選択をすることで、財政負担の軽減につなげます。さらに、限られた財源を有効活用するため、PDCA サイクル⁴に基づき、業務内容を検証し、業務の再編・廃止・統合を行い、業務の無駄の見直し及び効率性の向上を図ります。また、費用対効果に照らして財源の重点的配分に努めるとともに、広域的な連携を行うことで経費削減の可能性を検討するなど、限られた予算を有効に活用し、財政面での好循環につなげるための施策に取り組みます。
- ・各種施策により地域の活性化を図ることで、企業進出を促進し、人口減少に歯止めをかけ、持続可能な行財政運営につなげていきます。

② 公共施設等の長寿命化を図ります

- ・将来の人口動向や財政状況に応じた公共サービスを安全かつ持続的に提供するため、長期的な視点を持って、公共施設ごとの個別計画において更新・長寿命化など計画的な施設整備を行い、財政負担の縮減・平準化を図ります。
- ・町が保有するインフラ資産に関しては、更新費用不足額と将来的な人口減少を踏まえ、必要かつ適切な維持管理に努めるとともに、予防保全的管理によりインフラ資産の寿命を延ばし、更新費用を抑えることでライフサイクルコストの低減等を図るとともに、それらの検討結果によっては公共施設等の統合や廃止も図っていきます。

● 主な取り組み ●

関連する主な事業等

- ・公共施設再生可能エネルギー等導入事業(①)
- ・土地区画整理事業支援事業(①)
- ・町営住宅長寿命化改善事業(②)
- ・斎場施設長寿命化事業(②)
- ・中継槽内部防水修繕事業(②)
- ・清掃センター施設長寿命化事業(②)
- ・橋りょう長寿命化修繕事業(②)
- ・主要生活道路整備事業(②)
- ・生活道路整備・改良事業(②)
- ・広告掲載による財源確保事業(③)
- ・公有財産、不用物品売却事業(③)
- ・ふるさと応援寄附金事業(③)
- ・自治体クラウド導入事業(③)

③ 財源の確保に努めます

- ・将来的に安定した財政運営実現のため、地方税や地方交付税の安定的な確保に努めるとともに、国や県からの交付金などを有効に活用します。
- ・自主財源の確保を図るため、適正な賦課に向けて課税客体を的確に把握するとともに、その時代に即した納付環境の整備を行うことなどにより収納率の向上を図り、税金の使い道やしくみを広報することによって納税意識の高揚を図ります。
- ・公共施設の使用料、手数料の適正化や、公有財産等売却の検討など、職員がコスト意識を持つことにより、新たな財源の確保に努めます。
- ・システム最適化による業務改革の推進を図り、自治体クラウドなどによるシステムのカスタマイズ抑制など、コスト削減による財源確保に努めます。



● 施策の方向 ●

① 行政運営の質の向上を図ります

- ・厳しい行財政環境の中で、行政サービスの質を維持、向上させるため、各種計画の策定や予算編成に際し、事業の効果や優先度を見極め、必要な事務事業の精査に努めます。
- ・計画の総合的な進行管理を行うため、住民満足度に照らして施策の効果を把握し、町政運営に反映させます。
- ・行政構造の見直しを進め、民間にできることは民間に委ねることを基本として、専門性や費用対効果を見極めながら、行政と民間の適切な役割分担のもと、積極的に民間活力の導入を推進します。
- ・行政文書における押印のあり方の見直しなど、町民の利便性の向上と行政事務の効率化を図り、情報セキュリティの確保に万全を期すとともに、より効果的な方策を適切に選択しながら、電子自治体化に努めます。

② 組織機構の適正化と職員の育成を図ります

- ・より複雑化する行政需要に対応できるよう、常に必要な業務体制を把握し、計画的な職員採用を行うとともに、適正規模の定員管理を行います。また、人事評価制度に基づく適材適所の職員配置を行い、さらに再任用制度や今後の定年延長等を見据えた、より効果的、効率的な組織体制の構築を図っていきます。
- ・職員の意識や資質の向上においては、職員それぞれに適した職員研修を行うとともに、人事評価制度による職員間での更なる人材育成の充実に努めていきます。また、ストレスチェックの実施等、産業医を含めて組織的な未然のケアを実施し、労働安全衛生活動の向上による業務効率の向上を図ります。

● 主な取り組み ●

関連する主な事業等

- ・行政手続等における押印の見直し (①)
- ・人事評価制度の実施 (②)
- ・コンビニ収納システム導入事業 (③)
- ・職員スキルアップ研修 (③)
- ・四日市地区広域市町村圏協議会 (④)
- ・観光振興に向けた連携協力協定の締結 (④)
- ・災害時相互応援協定 (④)
- ・自治体クラウド導入事業 (④)

③ 窓口サービスの充実を図ります

- ・窓口対応における職員の接遇力向上を図るため、人事評価制度における職員相互の育成指導や職員研修を引き続き実施していきます。また、住民の更なる利便性向上のため、デジタル社会の進展を背景とした各種手続きや申請のオンライン化及び簡略化、各種手数料等納付環境の拡充など行政手続きにおけるサービスの充実を図るとともに、障がい者、高齢者や外国人などあらゆる人に配慮した環境整備やコミュニケーション手段の充実などに努めます。

④ 広域連携を推進します

- ・広域で取り組むべき課題かどうかを費用対効果の面や相乗効果が期待できる施策、事業かを検討し、広域連携の有効性を適切に判断します。なお、連携対象自治体の情勢を的確にとらえた上で、地域資源や機能の相互の活用と補完に取り組むことにより、効果的な広域連携となるよう検討を行います。



技術革新への適応

● 施策の方向 ●

① 先進技術の活用を図ります

- ・限られた予算、人材を有効に活用し、質の高い住民サービスを提供するため先進技術の積極的な活用をめめます。なお、先進技術の活用により、事務の効率化を図ることを常に意識しながら業務にあたるとともに、人手不足や災害対応時などで抱える課題に対し、解決を図る方法の一つとして検討をしていきます。
- ・国においてデジタル改革推進のためデジタル庁の設置が進められており、当町においてもデジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、国が推進するデジタル改革に対応していきます。
- ・庁内横断的な地理空間情報システム（統合型 GIS）などを活用することで、業務の効率化や情報共有の迅速化に努めます。なお、地理空間情報をオープンデータとして公開することで、住民サービスの向上につなげます。

② ICT 教育の充実と ICT の活用を図ります

- ・ICT 教育については、「令和 2 年度菰野町学校教育指導方針」の「確かな学力と社会参画力の育成」において方向性を示している、「ICT 環境の整備」、「ICT 活用指導力の向上」、「児童生徒の情報活用能力の育成」、「情報モラル教育の推進」についての取り組みを進めます。
- ・ICT を基盤とした先端技術や、そこから得られる教育ビッグデータ⁵を効果的に活用するための ICT 環境の整備を進めます。
- ・児童生徒の情報活用能力の育成については、教職員の ICT 活用指導力向上、児童生徒一人に一台の端末の活用など、総合的に推進します。

● 主な取り組み ●

学校 ICT 教育推進事業（②）

遠隔教育、動画を活用した授業等に対応できる GIGA スクール構想の実現、教育情報セキュリティの強化や校務環境の効率化のために整備、更新した情報通信ネットワーク、校務支援システム、パソコン機器等を活用し、ICT 教育を進めます。

児童生徒用タブレット端末整備事業（②）

小学校の児童及び中学校の生徒が、授業や家庭学習等で 1 人 1 台のタブレット端末を継続的かつ効果的に使用できるよう整備します。

その他関連する主な事業等

- ・無人航空機（ドローン）活用事業（①）
- ・窓口外国語対応事業（①）

※この項目については、今後あらゆる事業において効果的な方法がないか常時検討していきます。



危機管理の強化

● 施策の方向 ●

① 非常事態下における体制を構築します

- ・業務継続計画（BCP）の運用に努め、組織的かつ的確に対応できる危機管理体制を構築します。新型コロナウイルスなど、感染症がまん延する状況においても行政機能を維持するため、前もって、有事における職員の勤務体制の整備や、来庁者や職員間の感染拡大防止を図るための環境整備に努めます。また、システムのクラウド化等により災害時における業務継続性の確保を目指します。
- ・保育園や学校については、災害発生時に適切な状況判断ができるような体制づくりに努めるとともに、授業の進捗に影響を出さないようサポートできる体制を検討していきます。また、感染症発生時など細心の注意が必要な状況や登校が困難な状況下においても、ICTを活用するなどして、児童、生徒の学びに影響が出ないような体制を構築していきます。

② 平時の備えを強化します

- ・災害や感染症、サイバー攻撃などの様々な危機に対し、最善の方策が取れるよう危機管理体制の構築を進めた上で、住民に対し、被害を最小限に抑えられるよう対応策などを周知していきます。町や各区における災害時の備蓄の種類、量を周知することにより、住民がどの程度、自分たちで備える必要があるかを検討できるよう、情報発信に努めます。
- ・感染症発生時においても、迅速かつ的確な感染症拡大防止対策ができるように、平時から職員の意識向上を図り、住民に対し平時の備えの必要性について啓発を推進していきます。

● 主な取り組み ●

業務継続計画(BCP)に基づく非常時への備え(①)

災害時に行政自らも被災し、人、物、情報など利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保などをあらかじめ定め、災害発生時に、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することを目指します。

防災マップ運用事業(②)

三重県が県管理河川の洪水浸水想定区域等を指定した場合に、洪水時等の危険な範囲を示すことで、災害時の意識の向上を図るとともに、町民の適切な避難行動につなげるため、防災マップを必要に応じて更新を行い、その周知に努めます。

その他関連する主な事業等

- ・学校 ICT 教育推進事業（①）
- ・児童生徒用タブレット端末整備事業（①）
- ・河川監視システム運用事業（②）
- ・感染症予防事業（②）
- ・平時の備えの充実に向けた周知、啓発活動(②)